

別記の如く澁澤男の大磯より歸京するあり、鈴木會長と澁澤男秘書増田氏との會見、桑田協調會理事と鈴木會長との會見等行われぬ。會長は當初より和田社長、持田常務と對座して理論を闘はすことの決して解決の途にあらざる經驗を有するため私に澁澤男の歸京を待てり。澁澤男にして歸京せば其調停仲介等なしともするも男の氣性は友愛會對富士紡の爭議を座視せざるべく從て問題は自然解決の方向に進行すとさせるなり。此期待は必ずしも當らず、又必ずしも外れざりき。尙翌日の東京朝日新聞は宮島日清紡績社長が調停に立たんとするの底意ありと報じたり。超へて廿一日午後一時龍業團は突如として左記の要求及希望條件を定め中野千里、田中三吉、阿部清、佐々木房吉、赤塚茂、室谷若次郎、蜂谷甚助、片桐與四郎、若林愛作、高橋吉次の以上十名を代表とし午後一時押上工場に持田常務を訪問せしめたり。要求及希望條件左の如し。

要 求

労働者の組合團結の自由を認むる事

- 一、既に加入せる組合員に對し其脱退を迫り若しくは加入を妨げざる事
- 二、組合費用徴収に對し干渉せざる事

希 望

- 一、佐藤吉徳、大橋平吉、柴山玉吉に對する解雇言渡を取り消されたき事
- 二、今回の事件に關し佐々山工場長の責任を明かにせられたき事

要 求 理 由

友愛會紡織労働組合押上支部の生れたるは大正三年にして爾來年を経る七年前工場長渡邊氏に至つて公然其存在を是認せられ今日に至れり然るに今回佐々山氏は組合員に迫り其脱退を強要し組合費用の徴収にまで干渉し組合の存在を不可能ならしめんとせり斯くの如きは組合團結の自由を奪ふものなれば特に要求二項を掲げて組合團結確立の内容を明かにする所以なり。

希 望 理 由

佐藤吉徳、大橋平吉、柴山平吉三氏は會社にして組合の壓迫絶滅を欲するものに非ざる以上何等解雇せらるべき理由なきを以て之を取り消さる事を希望する所以なり今回の事件を惹起せしめたる責任は佐々山工場長にありと云ふべく從て其責任を明かにする事を希望する所以なり。

以上の希望條件は本來要求の中に數ふるを至當と思惟すれ共我等は事を好まず此際特に會社に信頼して深く追求せず會社の公明果斷なる處置に委せんとす。

大正九年七月廿一日

友愛會紡織労働組合押上支部

此要求と希望とは麻生棚橋兩理事が決定せしものにて鈴木會長は十九日夜之を披見したり。而して原案は要求及希望合して四箇條悉く要求とされたる上第五項として團體交渉權確認の一項あり、友愛會最高幹部は十九日先づ第五項を削除し二十日更に第三第四兩項を希望と更改したり。團體交渉權の一項が條件の一項として記入されたるは労働組合運動が穩健者急進者ともに庶幾する目標なりしたるが當初は不用意に記入されたり。實に不用意の間に記入されたるなり。然れども友愛會幹部が忽然として理想より實際に醒めたる時、自ら失笑する程我國労働運動の發達は團體交渉權要求の劃線に遠か